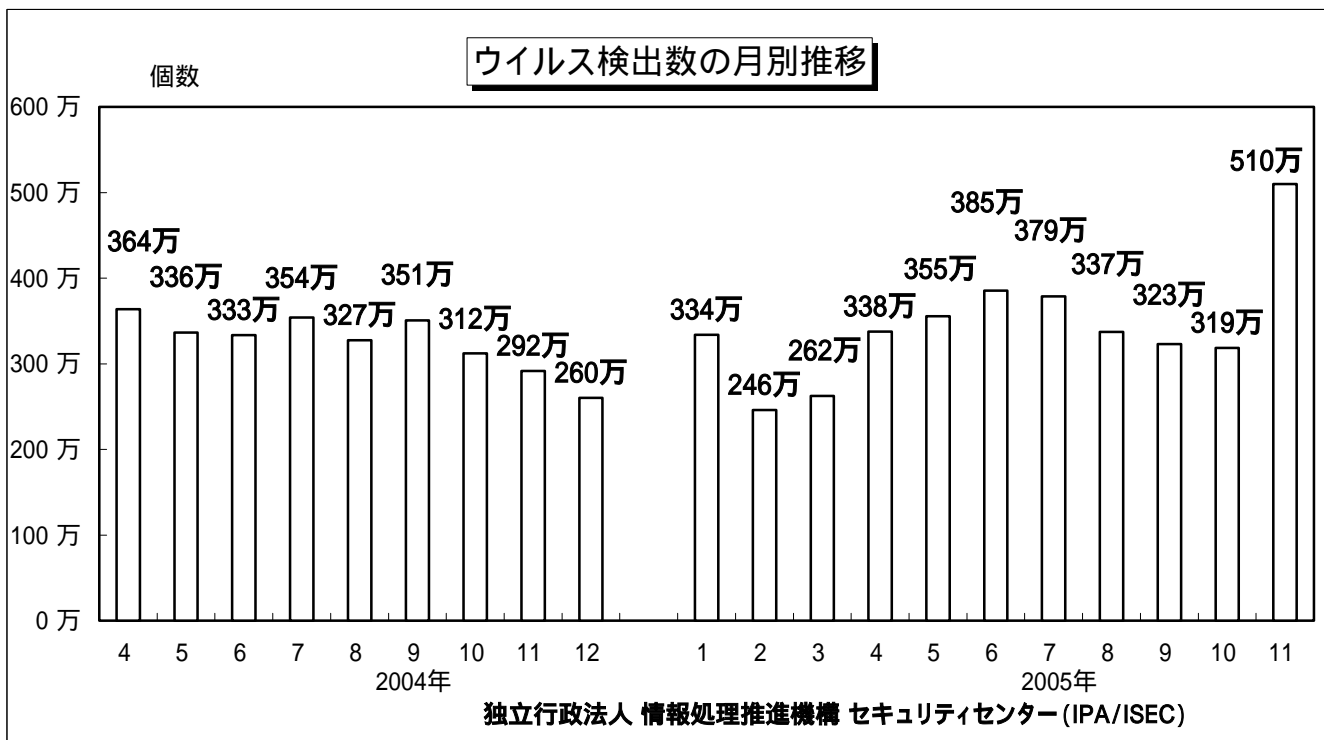


コンピュータウイルスの届出状況 [2005年11月分] について

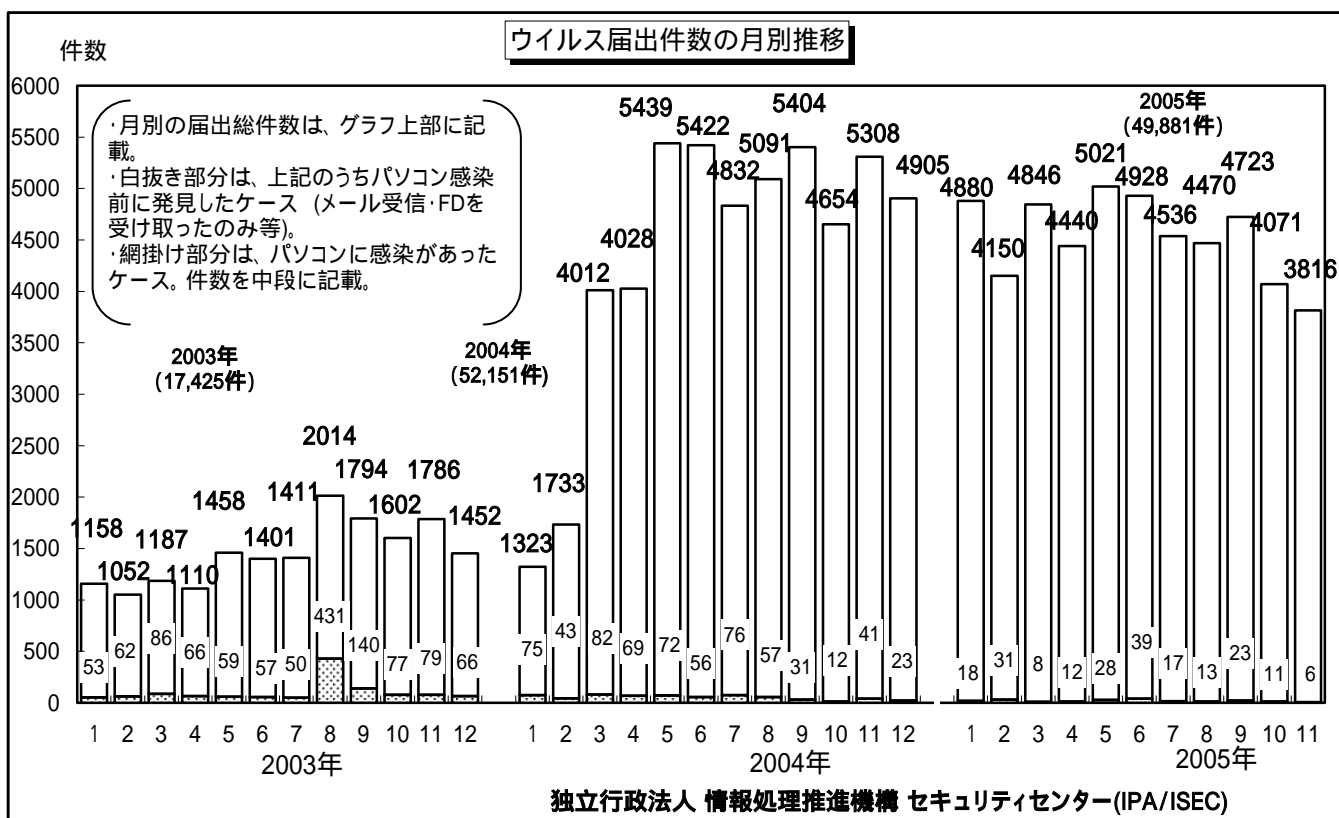
・ウイルス届出の詳細

1. ウイルス検出数の月別推移

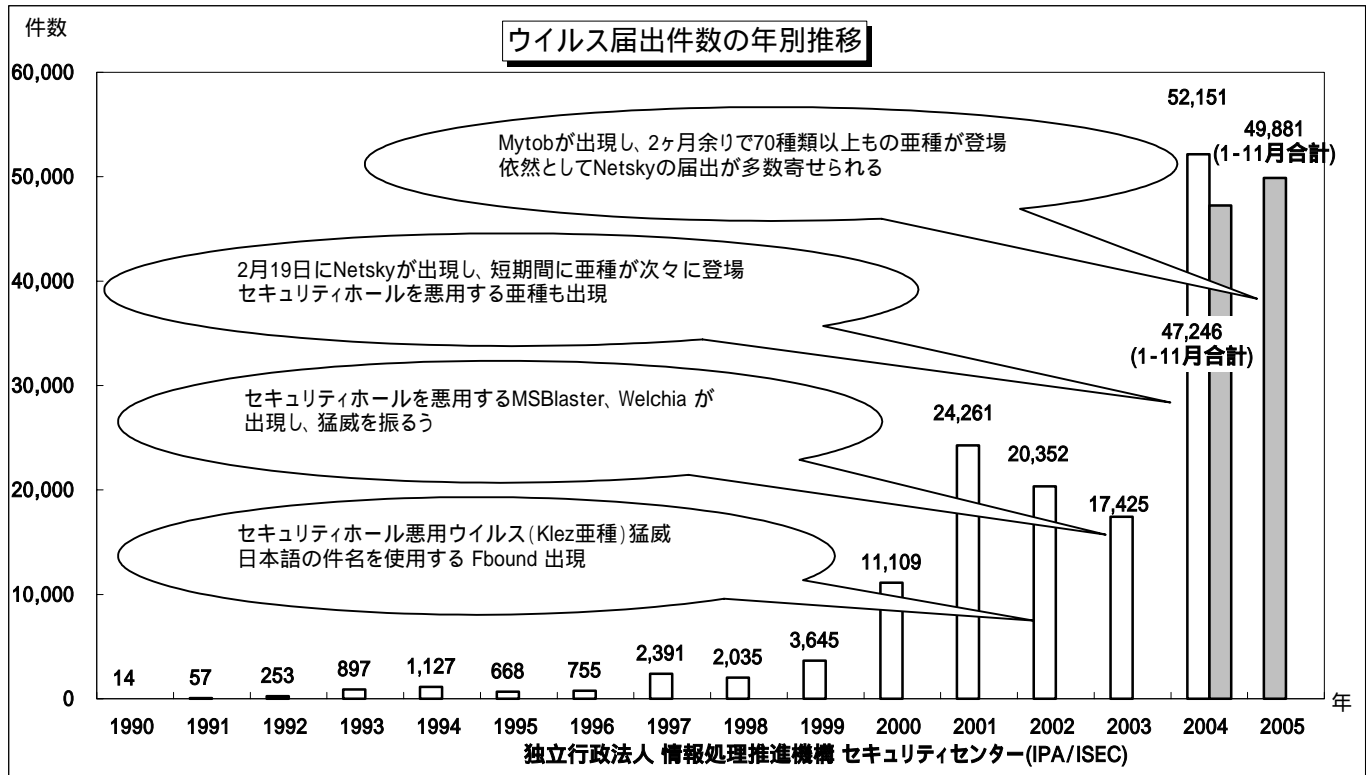


検出数は 2004 年 4 月より集計を開始

2. ウイルス届出件数の月別推移



3. ウイルス届出件数の年別推移



注) ウイルス名欄での各記号はそれぞれ下記の内容を示す。

記号	対象ウイルス
W32	Windows32 ビット環境下で動作
XM	MSEXCEL95、97 (ExcelMacro の略)
WM	MSWORD95、97 (WordMacro の略)
W97M	MSWORD97 (Word97Macro の略)
X97M	MSEXCEL97 (Excel97Macro の略)
VBS	VisualBasicScript で記述
Wscript	WindowsScriptingHost 環境下で動作 (VBS を除く)
XF	MSEXCEL95、97 で動作するウイルス。(ExcelFormula の略)
Linux	Linux 環境下で動作
FreeBSD	FreeBSD 環境下で動作
Perl	Perl で記述

5. 11月にIPAに初めて届出のあったウイルスの概要

(1) W32/Tilebot (タイルボット)

このウイルスは、ネットワーク共有フォルダを介して、アクセス可能なコンピュータに感染を拡大します。また、Windowsのセキュリティホールを悪用することでも感染を拡大します。

感染すると、Windows XPのセキュリティ機能を無効化したり、パソコンのシステム情報を外部に送信したりします。

さらに、バックドアを仕掛け、感染したコンピュータに対して、外部から様々な操作をすることが可能となります。

(2) W32/Mocbot (モクボット)

このウイルスは、Windowsのセキュリティホールを悪用することで感染を拡大します。そのため、ネットワークに接続しているだけで感染する可能性があります。

感染すると、システム設定を改ざんし、Windowsの起動時にウイルスが動作するようにします。また、バックドアを開き、外部からの指令を待ち受けるように設定されます。

6. 届出者別件数

一番多い届出は、一般法人ユーザからのもので、約92%を占めています。

届出者	届出件数					
	2005年11月		2005年10月(前月)		2004年11月(前年同月)	
一般法人ユーザ	3,497	91.6%	3,676	90.3%	4,688	88.3%
個人ユーザ	98	2.6%	104	2.6%	229	4.3%
教育機関	221	5.8%	291	7.1%	391	7.4%
合計	3,816		4,071		5,308	

7. 感染経路別件数

メールにより感染したケースが最も多く、届出件数の約96%を占めています。

感 染 経 路	届 出 件 数					
	2005年11月		2005年10月(前月)		2004年11月(前年同月)	
メール	3,643	95.5%	3,836	94.2%	5,229	98.5%
ダウンロード()	1	0.0%	1	0.0%	5	0.1%
外部からの媒体	2	0.1%	7	0.2%	3	0.1%
ネットワーク	166	4.4%	224	5.5%	62	1.2%
不明・その他	4	0.1%	3	0.1%	9	0.2%
合計	3,816		4,071		5,308	

()ホームページからの感染を含む

8. 感染台数

感 染 台 数	届 出 件 数					
	2005年11月		2005年10月(前月)		2004年11月(前年同月)	
0台	3,810	99.8%	4,060	99.7%	5,267	99.2%
1台	5	0.1%	10	0.2%	26	0.5%
2台以上 5台未満	1	0.0%	0	0.0%	8	0.2%
5台以上 10台未満	0	0.0%	1	0.0%	2	0.0%
10台以上 20台未満	0	0.0%	0	0.0%	2	0.0%
20台以上 50台未満	0	0.0%	0	0.0%	2	0.0%
50台以上	0	0.0%	0	0.0%	1	0.0%
合計	3,816		4,071		5,308	

・コンピュータウイルスに関する届出制度について

コンピュータウイルスに関する届出制度は、経済産業省のコンピュータウイルス対策基準に基づき、平成2年4月にスタートした制度であって、コンピュータウイルスを発見したものは被害の拡大と再発を防ぐために必要な情報をIPAに届け出ることとされています。

IPAでは、個別に届出者への対応を行っていますが、同時に受理した届出等を基に、コンピュータウイルス対策を検討しています。また受理した届出は、届出者のプライバシーを侵害することがないように配慮した上で、被害等の状況を分析し、検討結果を定期的に公表しています。

コンピュータウイルス対策基準

- ・通商産業省告示第139号 平成2年4月10日制定
- ・通商産業省告示第429号 平成7年7月7日改訂
- ・通商産業省告示第535号 平成9年9月24日改訂
- ・通商産業省告示第952号 平成12年12月28日改訂
- ・経済産業省告示第2号 平成16年1月5日改訂

お問い合わせ先

独立行政法人 情報処理推進機構 セキュリティセンター

花村 / 加賀谷 / 内山

Tel:03-5978-7527 Fax:03-5978-7518 E-mail:isec-info@ipa.go.jp